

市町村が設置する仮置場等の状況
【全体】

令和4年9月30日時点

合 計	仮置場等関係					現場保管関係					
	仮置場等				これまでの 仮置場等 累計	現場保管				これまでの 現場保管 累計	
	保管中	搬出済み	仮置場等	返地 済みの 旧仮置場等		住宅等	学校等	公園等	現場保管		搬出 済みの 旧現場 保管
	[箇所]	[箇所]	[箇所]	[箇所]	[箇所]	[箇所]	[箇所]	[箇所]	[箇所]	[箇所]	
	3	148	151	890	1,041	761	1	8	770	190,249	191,019

【内訳】

(1) 除去土壌等の搬出が未完、又は仮置場等の返地が未完の市町村

No.	方部	市町村	仮置場等関係					現場保管関係					
			仮置場等				これまでの 仮置場等 累計	現場保管				これまでの 現場保管 累計	
			保管中	搬出済み	仮置場等	旧仮置場等 (返地済み)		住宅等	学校等	公園等	現場保管		旧現場保管
[箇所]	[箇所]	[箇所]	[箇所]	[箇所]	[箇所]	[箇所]	[箇所]	[箇所]	[箇所]	[箇所]			
1	県北	福島市	0	29	29	17	46	233	0	4	237	101,876	102,113
2		二本松市	0	4	4	349	353	21	0	0	21	8,401	8,422
3		伊達市	0	42	42	78	120	0	0	0	0	151	151
4		本宮市	0	9	9	16	25	0	0	0	0	217	217
5		国見町	0	3	3	8	11	0	0	0	0	87	87
6		川俣町	0	18	18	4	22	0	0	0	0	10	10
7		大玉村	0	0	0	13	13	16	0	0	16	2,172	2,188
8	県中	郡山市	1	19	20	15	35	485	0	3	488	64,591	65,079
9		須賀川市	0	0	0	100	100	6	0	0	6	9,185	9,191
10		三春町	0	6	6	0	6	0	0	0	0	34	34
11	県南	白河市	0	1	1	10	11	0	0	0	0	127	127
12		西郷村	0	3	3	0	3	0	0	0	0	15	15
13		泉崎村	0	1	1	5	6	0	0	0	0	63	63
14		南相馬市	2	2	4	34	38	0	0	1	1	293	294
15	相双	広野町	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
16		川内村	0	3	3	7	10	0	0	0	0	1	1
17	いわき	いわき市	0	7	7	34	41	0	1	0	1	2,583	2,584
計			3	148	151	690	841	761	1	8	770	189,806	190,576

(2) 除去土壌等の搬出が完了し、仮置場等の返地も完了した市町村

市町村	返地済みの旧仮置場等 [箇所]	搬出済みの旧現場保管 [箇所]
桑折町、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、小野町、中島村、矢吹町、棚倉町、鮫川村、会津坂下町、湯川村、会津美里町、相馬市、新地町 (19市町村)	190	402

(3) 特措法外土壌を保管していた市町村（除染実施計画の策定なし）

市町村	返地済みの旧仮置場等 [箇所]	搬出済みの旧現場保管 [箇所]
矢祭町、塙町、会津若松市、猪苗代町、柳津町、三島町、昭和村、下郷町、南会津町 (9市町村)	10	41

※1 調査の対象は、県内59市町村のうち全域が除染特別地域となっている7町村（楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）及び仮置場等を設置しなかった7市町村（喜多方市、北塩原市、西会津町、磐梯町、金山町、檜枝岐村、只見町）を除く45市町村。

※2 「搬出済み」とは、除去土壌等の搬出が完了し、原状回復等作業中の仮置場等を示す。

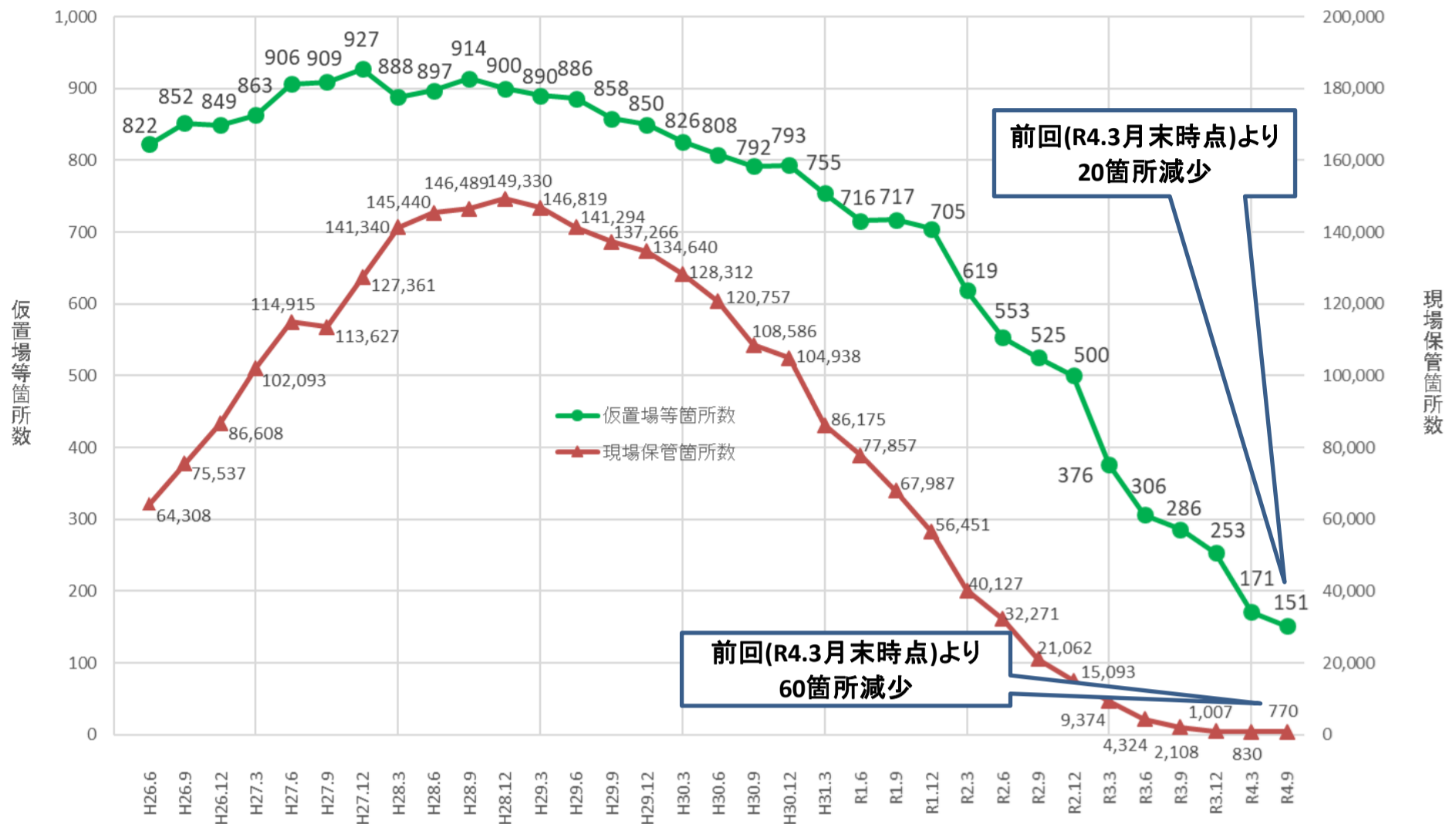
※3 「返地済みの旧仮置場等」とは、原状回復等が完了し、地権者へ返還した仮置場等を示す。

※4 「特措法外土壌」とは、放射性物質汚染対処特措法に基づかない線量低減措置等により発生した土壌をいう。

仮置場等の箇所数と保管物数の推移

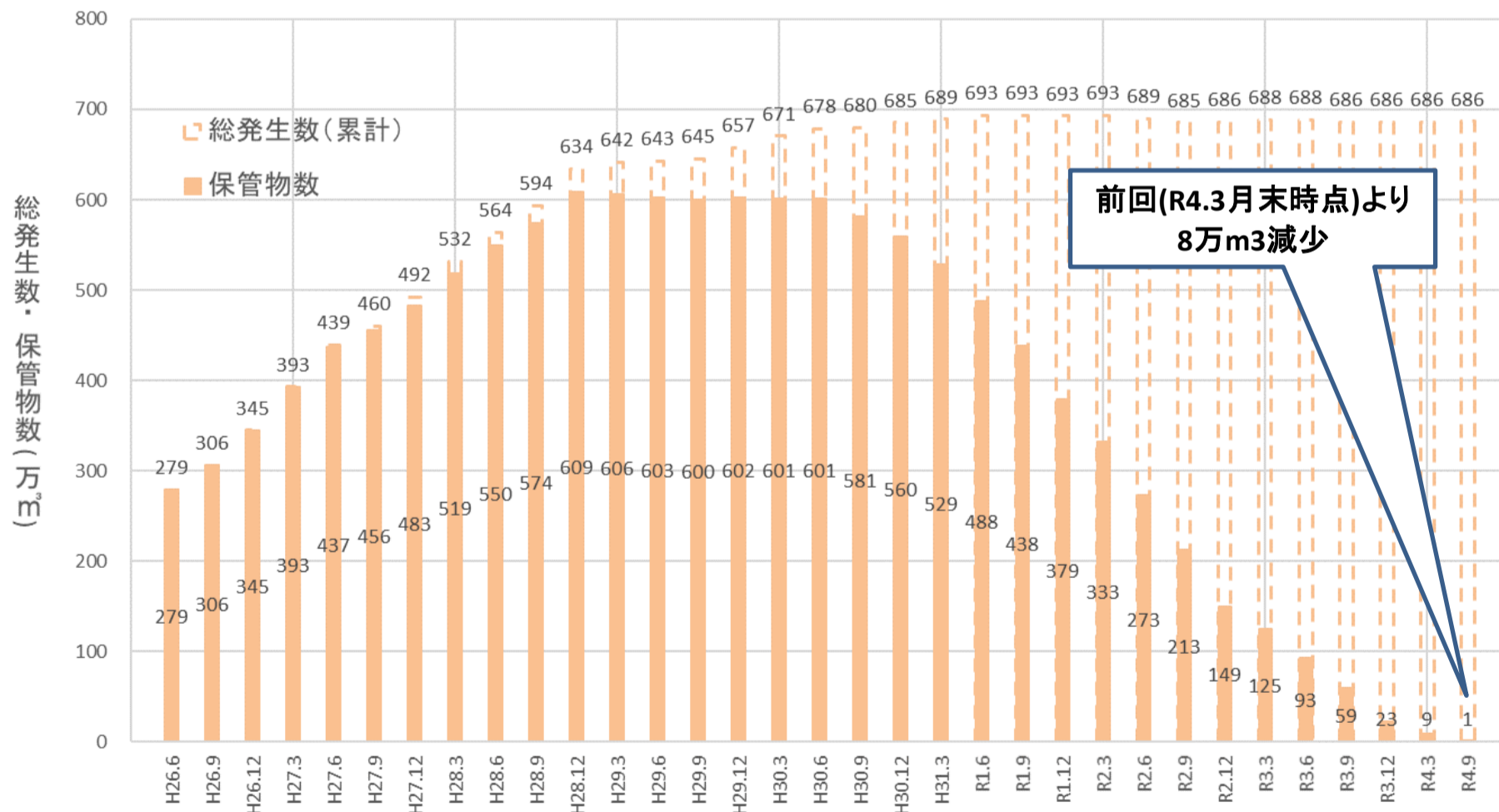
令和4年9月30日時点

仮置場等箇所数及び現場保管箇所数の推移



- ※1 仮置場等箇所数: 除去土壌等を保管している仮置場等及び既に搬出済みであるが未返地である仮置場等の箇所数を示す。
- ※2 現場保管箇所数: 除去土壌等を保管している現場保管の箇所数を示す。

除去土壌等の総発生数と保管物数の推移



- ※1 総発生数(累計): 除染等により発生した除去土壌等の発生数を示す。(保管物数と搬出済み数を足して算出)
- ※2 保管物数: 保管している除去土壌等の数を示す。ただし、概ね1袋=1m³として推計している。
また、保管物数は掘り起こし、詰め替え、輸送の進展に伴う保管量の精査等により、数量が増減する場合がある。
- ※3 除去土壌等の総発生数約686万m³の内訳は、保管物数約1万m³、搬出済み数約685万m³
うち焼却施設への搬出は約97万m³、中間貯蔵施設等への搬出は約588万m³。
- ※4 市町村除染計画に基づく面的除染が終了(平成30年3月)した後に総発生数(累計)が増加している理由は、ため池の放射性物質対策等を実施している市町村があるためであり、今後も増加する可能性がある。
- ※5 数値は四捨五入して表記しているため、合計値は表示上の数字の合計と一致しない場合がある。
- ※6 R3.6月とR3.12月の総発生量は、輸送実績の精査の結果、前回公表時から補正を行っている。